

知らない間に
消防法違反に!?

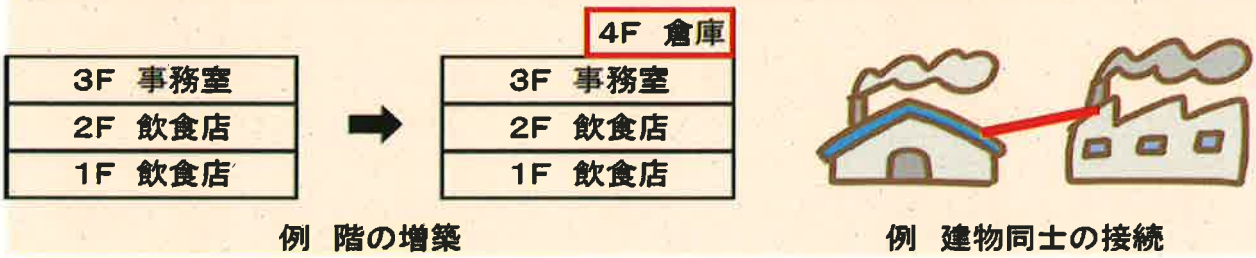
建物関係者の皆さまへ

建物を増改築するときや、下記の施設などが入居するときは
事前に消防署へご相談ください!

●飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合●



●増築や改築、隣接する建物との接続を行う場合●



建物の内容を変更したい!

例えば...

- 一般住宅を宿泊施設に変更を考えている
- 共同住宅の一室を福祉施設として使用したい
- 建物に新たに階や底(ひさし)を作りたい
- 敷地内の建物同士をつなげたい
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事を考えている



新たに消防用設備が必要となる場合があります!

自動火災報知設備
屋内消火栓設備
スプリンクラー設備 など

●お問い合わせ●

岩国地区消防組合消防本部 予防課
☎ 0827-31-0196
またはお近くの消防署、消防出張所へ

